第二期 柳津町子ども・子育て 支援事業計画

(計画期間 令和2年度から令和6年度)



柳津町

令和3年3月 改訂

目 次

第1章 計画策定にあたって	
1. 計画策定の趣旨	1
子ども・子育て支援の意義のポイント	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	4
4. 計画の対象	4
5. 計画策定の体制	
(1)柳津町子ども・子育て会議の設置	5
(2)アンケート調査(ニーズ調査)の実施	6
主な調査結果	7~13
(3)アンケート調査(ニーズ調査)まとめ(主なもの)	1 4
第2章 子ども・子育ての現状	
1. 人口の状況	15
2. 合計特殊出生率の状況	15
3. 婚姻率の状況	16
4. 第二期計画に向けた考え方	17
第3章 計画の基本的な考え方	
1. 基本理念と目標	18
2. 基本的目標	19
3. 子ども・子育て支援事業の骨組み	20
新制度の事業体系	21
第4章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	
1. 幼児期の教育・保育の量の見込み	22
2. 提供体制の確保の内容及びその実施時期	23
第5章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	24~30
第一期計画の実績	31~33
第6章 保育・教育の一体的支援及び推進体制の確保	
1. 柳津町の保育・教育内容の充実	34
2. 学校における連携教育の推進	35
第7章 計画の推進に向けて	
1. 推進体制	36
2. 計画の広報・啓発	36
3. 計画の進行管理	36

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、家族構成や雇用環境の変化、少子高齢化等によって、子どもと家庭を取り巻く 環境は大きく変化しており、国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、 新しい支え合いの仕組みを構築することが求められています。

このような状況下で、国では、平成24年8月に、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

この「子ども・子育て関連3法」に基づき「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格施行され、本町においても「柳津町子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や、子どもや子育てに関連する業務の円滑な実施に取り組んでいるところです。

柳津町では、幅広い観点から一層の次世代育成支援の充実を図ることを目的に、「第 2期柳津町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、柳津町では、本計画に従い、柳津町子ども・子育て会議での検討・助言を受けながら、子どもとその保護者が安心・安全に育つ環境を整備していきます。

◎子ども・子育て支援の意義のポイント

(子ども・子育て支援法に基づく基本指針より)

- ○「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- ○障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、 全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保 障することを目指す。
- ○核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 〇子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- ○乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- ○子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、 地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。そ の際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- ○社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する 関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

2. 計画の位置付け

計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、「柳津町振興計画」を上位計画とし、各種関連計画と整合を図りながら、すべての子ども・子育て家庭を対象として、今後進めていく教育・保育・子育て支援施策を計画的に実施するために定めるものです。

◆ 関連計画

• 柳津町振興計画

- 柳津町障がい福祉計画
- 柳津町障がい児福祉計画

柳津町振興計画



柳津町子ども・子育て支援事業計画



(柳津町障がい福祉計画

柳津町障がい児福祉計画

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法	子どもの貧困対策の推進 に関する法律
市町村計画	市町村子ども・子育て 支援事業計画 ≪策定義務あり≫	次世代育成支援市町村行動計画 《努力義務》	子どもの貧困対策についての計画(市町村計画) 《努力義務》
性格特徵	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応応を をサービス基盤の整備をめざす事業計画 ○幼児期の学校教育・ 保育・地域の子育て 支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための 行動計画	○子どもの貧困対策に 向けた対策を講じる ための市町村計画 ○「子供の貧困対策に関 する大綱」の趣旨を踏 まえて策定







第2期柳津町子ども・子育て支援事業計画

3. 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とします。

平成 27~31 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度				
第1期計画期間		第2期計画期間							

4. 計画の対象

本計画の対象は、「本町に居住する全ての子ども、子育て家庭、地域住民、団体等」とします。

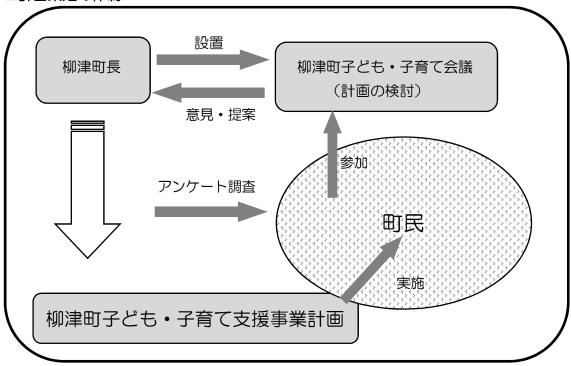
なお、本計画における「子ども」とは、おおむね〇歳から18歳までとします。

5. 計画策定の体制

(1) 「柳津町子ども・子育て会議」の設置

本計画の内容を審議するため、町民の意見が広く反映されるよう、町民、子ども・子育て関係団体・組織、学識経験者、行政で構成する、子ども・子育て支援法第77条に基づく「柳津町子ども・子育て会議」を設置し、議論を行いました。

■計画策定の体制



(2) アンケート調査 (ニーズ調査) の実施

本町では、子育て世帯の実情や子育てに関するニーズを把握するため、令和元年5月に、「子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査(ニーズ調査)」を実施しました。

①調査の目的

本調査は、住民の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、子ども・子育て支援事業計画を策定するための基礎資料を得ることを目的に実施したものです。

②調査対象

未就学児・就学児のいる世帯

③調査期間

令和元年5月13日~令和元年5月31日

4調査方法

未就学児のいる世帯には、保育所を通じて配布・回収しました。保育所に入所していない世帯については無記名アンケートを送付し、同封の返信用封筒で回収しました。 就学児のいる世帯には、小学校を通じて配布・回収しました。

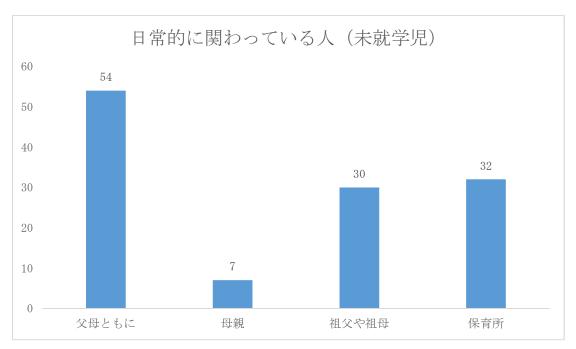
5回収結果

未就学児アンケート調査対象 76 世帯のうち 59 世帯から回答。回答率は約77.6% となりました。なお、回答のあった世帯における未就学児の総数は83人となっています。

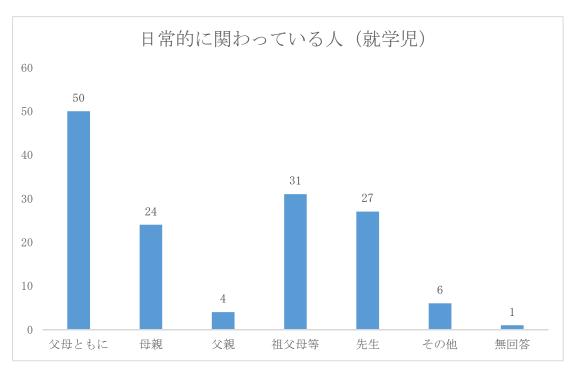
就学児アンケート調査対象 99 世帯のうち 77 世帯から回答。回答率は約 77.7%となりました。なお、回答のあった世帯における就学児の総数は 101 人となっています。

この調査の結果を基に、計画期間における教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用見込みや確保方策を検討・審議し、より実効性の高い計画の策定をめざしています。

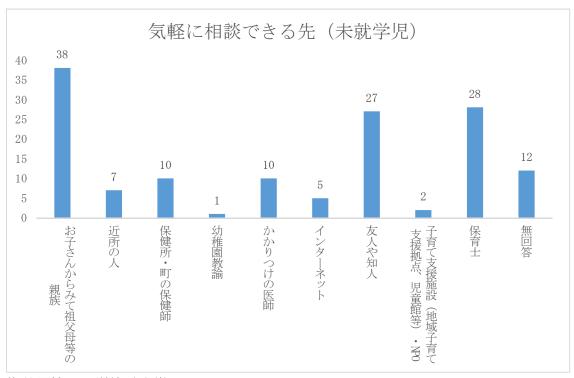
主な調査項目は次ページから掲載しております。



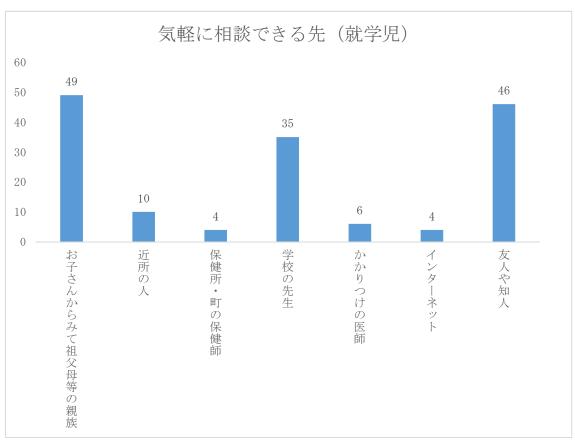
複数回答可。単位は世帯。



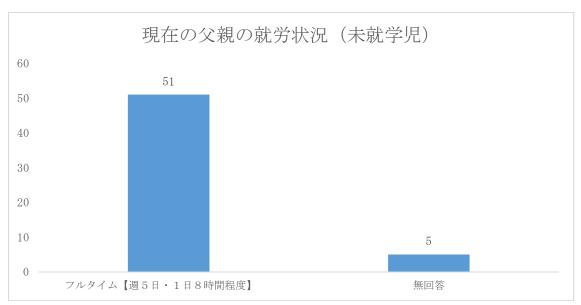
複数回答可。単位は世帯。



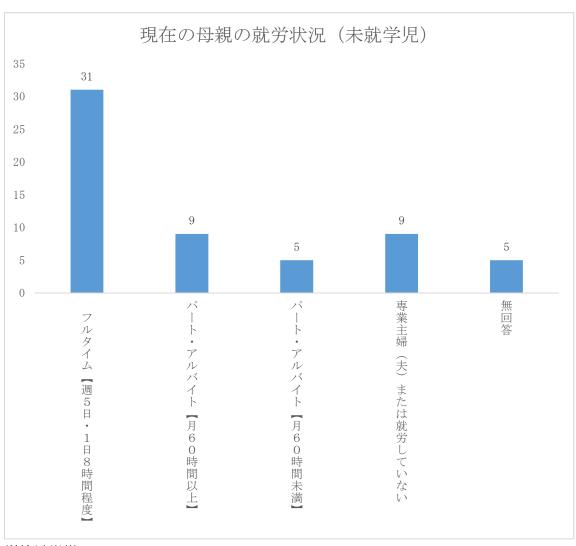
複数回答可。単位は世帯。



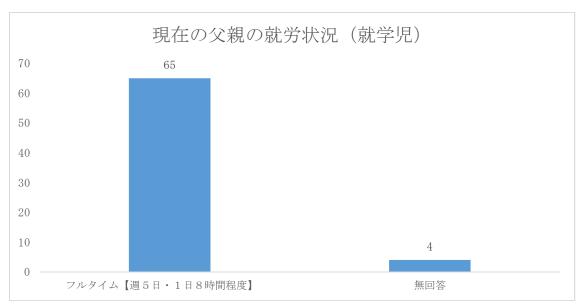
複数回答可。単位は世帯。



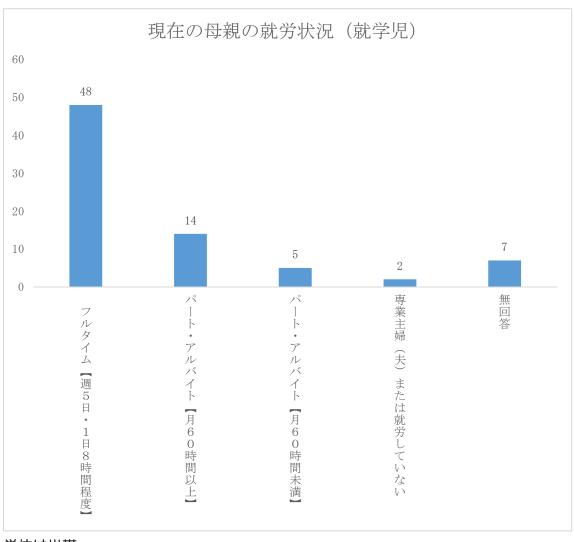
単位は世帯。



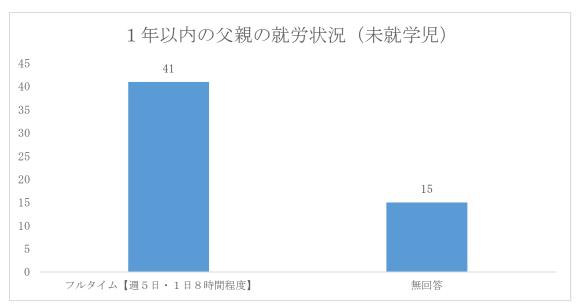
単位は世帯。



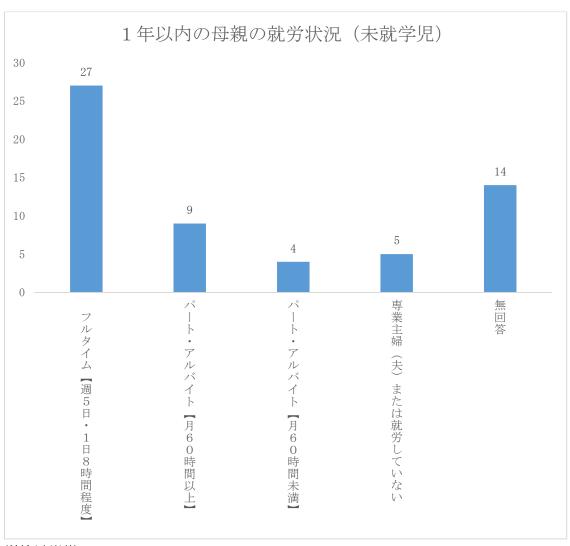
単位は世帯。



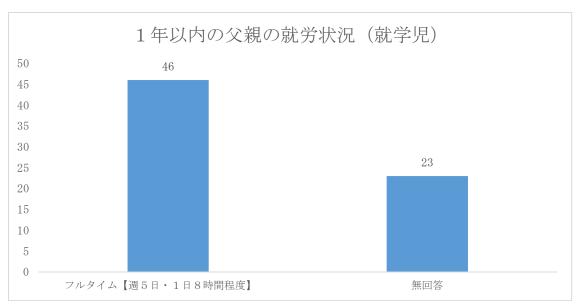
単位は世帯。



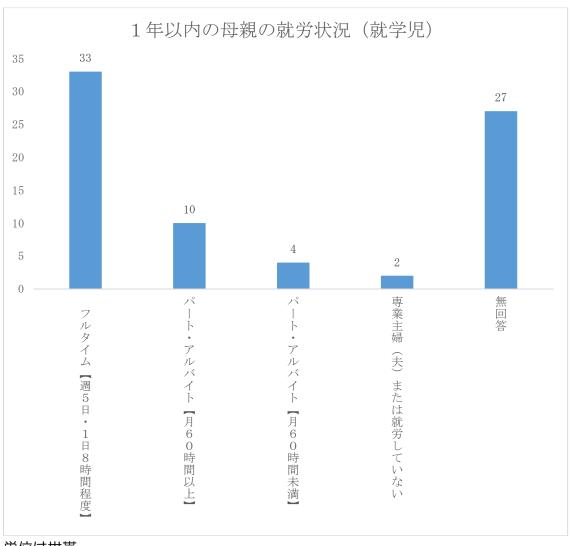
単位は世帯。



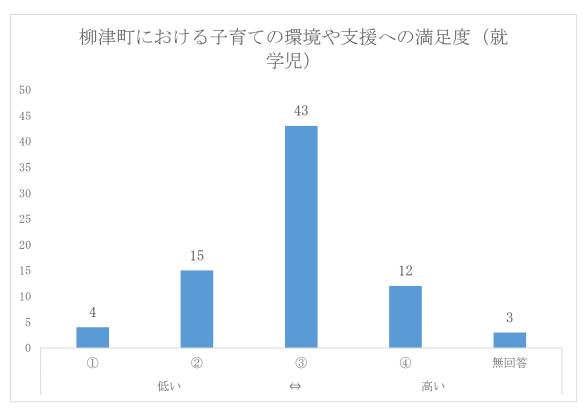
単位は世帯。



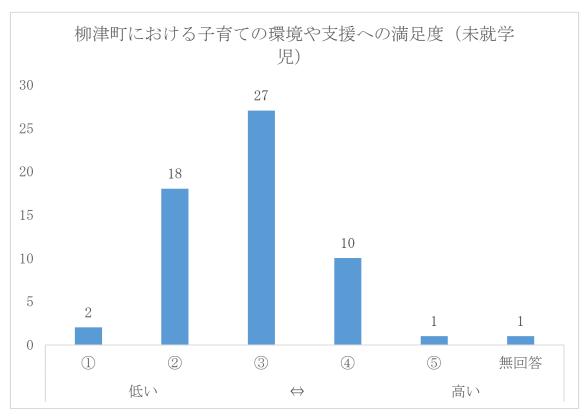
単位は世帯。



単位は世帯。



単位は世帯。



単位は世帯。

(3) アンケート調査 (ニーズ調査) のまとめ (主なもの)

多くの意見をいただきました。充実した子育て環境にしていくためにより多くの意見を反映できるように進めていきたいと思います。

① 子どもの遊び場の確保の検討

アンケート結果から、土日や祝日に本町において遊べる場所が少ないという意見がありました。町子ども・子育て会議や庁内会議等で場所の確保や予算、設置規模等を検討していきます。

② 日祝の子どもを預かる施設の検討

共働き世帯が増えている現状やファミリーサポートセンターの設置など多くの意見がありました。今後より具体的に検討を進め、少しでも子育て世帯の希望に沿った検討をできるようにしていきます。

③ SNS やインターネットの充実

今や暮らしに必要不可欠なものとなっている SNS やインターネットですが、子育て世帯においても、子育てについて同じ悩みや思っていることを他の人に共感してもらうことが増えていると思います。気軽に相談できる先として、インターネット等に頼る人が増えています。

④ 幼児教育の充実

認定こども園や小さい頃からの英語教育についての意見がありました。町全体や各関係機関の検討が必要になるかと思います。

⑤ 子ども向けの学習・スポーツ・文化体験ができる場の検討

現在、町にはスポーツ大会等のイベントが多くありますが、子ども向けのイベント は少ないように感じます。町と各関係機関等で検討し、少しでも子どもたちが楽し んでもらえるように検討していきます。

第2章 子ども・子育ての現状

1. 人口の状況

柳津町の人口は年々減少傾向にあり、平成27年では3,727人だった人口が、令和元年には3,339人と388人の減となっています。特に、18歳未満の子どもについてみてみると、平成27年に489人であったものが、令和元年には399人と90名の減少となっています。また、平成22年と比較した場合には4,171人だった人口が、令和元年には3,339人となっており、832人が減少し、そのうち18歳未満の子どもについては156人の減少となっております。柳津町の独自の推計では、2050年には人口が1,809人になる推計も出されております。

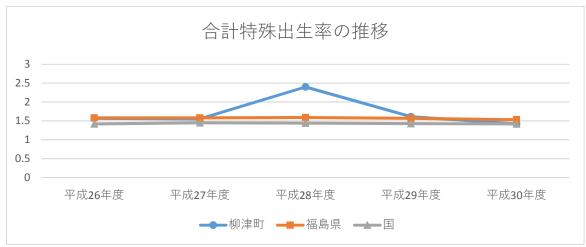
■柳津町の人口の推移

(4月1日現在、単位:人)

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
O~17歳	489	460	451	432	399
18~64 歳	1,746	1,673	1,602	1,554	1,487
65 歳以上	1,492	1,487	1,474	1,478	1,453
合計	3,727	3,620	3,527	3,464	3,339

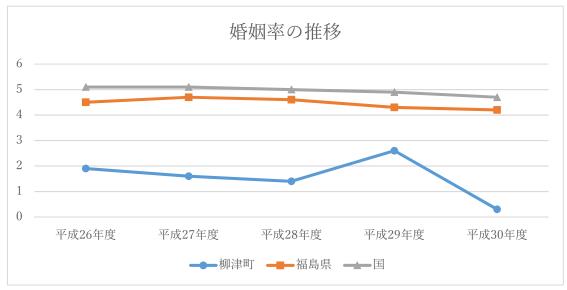
2. 合計特殊出生率の状況

一人の女性が一生に産む子どもの平均数である合計特殊出生率について、国・県・柳津町の数値は以下のようになります。平成 28 年度には国・県の値と比べて極端に高い 2.40 を記録しましたが、その後ほぼ横ばい傾向にあります。



	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
柳津町	1.57	1.55	2.40	1.61	1.42
福島県	1.58	1.58	1.59	1.57	1.53
玉	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42

3. 婚姻率の状況(柳津町の数値は夫婦ともに柳津町に住所を有している方が対象)婚姻率については、人口千人に対する婚姻件数の割合を言います。国・県・柳津町の数値は以下のようになります。国・県の値と比べて、低い数値となっております。



	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
柳津町	1.9	1.6	1.4	2.6	0.3
福島県	4.5	4.7	4.6	4.3	4.2
玉	5.1	5.1	5.0	4.9	4.7

4. 第二期計画に向けた考え方

本町における過去5年間の総人口は減少傾向で推移しており、18歳未満の人口についても減少傾向にあります。出産祝金や入学祝金などの他の市町村よりも充実している子育て支援を今後も充実させていきます。

また、世代を問わず子育てに関する要望では、「公園など安心して子どもが遊べる場所がほしい」という声が多いことから、児童館等の整備を含めた総合的な子どもの遊び場の確保や居場所づくりを検討していきます。

さらには、障がいによる育てにくさや、児童虐待、貧困といった家庭だけでは対応が難しい問題があることも考えられます。そのため、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業(子育て世代包括支援センター)など、妊娠中から子育て中の家庭の身近な場所で子育てに関する相談ができる事業を充実させるとともに、国の方針では令和4年度末までに子ども家庭総合支援拠点を整備し、家庭の状況に応じた適切な支援ができるよう体制の強化を図ります。

また、国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児の増加が見込まれる中、外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえ、そういった方への支援を検討していきます。

幼児教育アドバイザーの育成・配置についても実情に応じて、検討していきます。

また令和元年6月に改正された子どもの貧困対策の推進に関する法律の中で市町村 は子どもの貧困対策の解消に向けて検討することとされたため、貧困対策の検討を進め ていきます。

地域子ども・子育て支援事業については、子ども・子育て支援法に基づき、町が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業であることから、子育て支援のニーズや町の実情に合った事業を展開していきます。

第3章 計画の基本的な考え方

"みらい創生。ひと・ゆめ・れきしをつなぐまち" 「新しい時代の流れを力にする持続可能なまちづくり」

1. 基本理念と目標

子育てとは、本来子どもに限りない愛情を注ぎ、日々成長する子どもの姿に感動し、 保護者も成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす営みですが、現実の子育 てには様々な負担や苦労も多くあります。

子育て支援とは、学校、地域、職域、その他の社会のあらゆる分野が保護者に寄り添い、子育てに対する不安や負担を和らげ、保護者としての成長を支援することです。 子どもが心身共に健やかに成長することについての第一義的責任は保護者が有するという基本的認識の下に保護者自身が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援することが必要です。

そして何より、子どもの最善の利益を実現すること、子ども自身の育つ力を最大限に 生かし、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる環境をつくることが、地 域の役割であり、子どもの健やかな育ちを保障することは社会全体の責務です。

「子どもの最善の利益」を確保することを目指します。

令和3年度からは第6次柳津町振興計画基本計画(令和3年度~令和10年度)が 定められ、1. 充実した子育て支援サービスと経済的支援があり、安心して子供を産み 育てられる環境が整備されている、2. 子育て環境の充実に向けて、家族と地域社会並 びに行政が連携して取り組んでいる、という目指す姿のために子育て支援の充実という 施策を行うとしています。

本計画においても、第6次柳津町振興計画基本計画の目指す姿を基本理念とし、これを達成するため、次ページの6つの基本的目標をおきます。

2. 基本的目標

(1)子どもを安心して育てられる保育・教育環境の整備

○保育サービスと教育サービスの量と質の確保に努めます。

(2) 子どもの成長を支える体制の強化・充実

- 〇放課後健全育成事業の推進、母子が健康で安心して生活するための施策の充 実を図ります。
- ※保護者の就労等により、放課後児童クラブへの入室希望者は高学年児童を含め年々増大しています。そのため、国が示す「新・放課後子ども総合プラン」に沿った、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携強化及び学校施設の活用、また、特別な配慮を必要とする子どもへの対応等について検討し推進します。

(3) 保小中連携構築の強化

○関係機関の連携により、子どもの継続的な見守りや特別支援教育をしていき ます。

(4)特別な支援を必要とする子どもへの支援の充実

○障がいのある子ども・気になる子どもに関する継続的な見守り等の支援策を 強化していきます。障がいのある子どもや気になる子どもについての放課後 等デイサービスといった障がい福祉サービスをはじめとする支援の内容に ついて、「柳津町障がい児計画及び柳津町障がい福祉計画」にて策定してあ ります。

(5) 子どもの居場所の確保

○公園や児童館等の子どもの居場所の確保に努めていきます。

(6) 児童虐待や子どもの貧困に対する強化

〇児童虐待が疑われるケースや情報提供があったケースがある場合には瞬時 に対応します。子どもの貧困については、窓口での相談や制度の周知等して いきます。

なお、子ども・子育て支援新制度においては、「柳津町次世代育成支援行動計画(柳津町すこやかプラン)」などの次世代育成支援行動計画を置かなくてもよいとされたことから、次世代育成支援行動計画を置かずに、子どもや子育てに関しては「柳津町子ども・子育て支援事業計画」で定めることとします。

また、次世代育成支援行動計画に定めることとされている、放課後子供教室などの事業内容・事業見込量等について本計画で定めてもよいとされているので、合わせて策定します。

3. 子ども・子育て支援事業の骨組み

子ども・子育て支援法は、すべての子どもに質の高い幼児教育と保育を保障し、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するという趣旨で、関連する法改正とともに平成24年に成立しました。

「子ども・子育て支援新制度」は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設給付をはじめ、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業を、市町村が実施主体となり、社会保障制度のひとつとして実施するものです。

また、令和元年10月より実施された幼児教育・保育無償化は、子育て世帯を応援し、 社会保障を全世代型へ抜本的に変え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から取り組みが行われております。 対象となる事業は、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育事業、認可外保育施設等の3歳から5歳のすべての子どもの利用料の無償化(柳津町は独自にすべての世帯を無償化)と、0歳から2歳児の利用料は、住民税非課税世帯を対象として無償化されます。また、幼稚園の預かり保育を利用する子どもで新たに保育の必要性があると認定された場合は、一定の範囲内で利用料が無償化されます。

■新制度の事業体系

① 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付 子どものための教育・保育給付は、保護者の申請により、町が子どもの保育の必要 性を区分認定し、給付する仕組みです。

子育てのための施設等利用給付は、3歳から5歳までの子どもと0歳から2歳までの保育の必要性がある住民税非課税世帯の子どもを対象に町が認定し、認可外保育施設、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)等について給付する仕組みです。

- ・ 施設型給付(子どものための教育・保育給付) 幼稚園・認可保育所・認定こども園等の教育・保育施設を利用して、幼児期の学校 教育と保育の提供を受けるための給付です。
- 地域型保育給付(子どものための教育・保育給付)町が認可する定員19人以下の保育事業を利用するための給付です。
- ・ 企業主導型保育事業(※仕事・子育で両立支援事業) 企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保 育施設
- 認可外保育施設(子育てのための施設等利用給付) 児童福祉法上の保育所に該当するが認可を受けていない保育施設
- その他の事業(子育てのための施設等利用給付)一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(一定の要件有)
- ② 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法に基づき、町が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

第4章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

1. 幼児期の教育・保育の量の見込み

ニーズ調査の結果と子どもの人口推計から算出した教育・保育の量の見込み(保育所 や小規模保育などを利用する子どもの数)を年度ごとに集計した表が以下になります。 柳津町において 3 歳児クラス対象児以上の子どもはほぼ全員保育所に入所している ことから、3 歳児クラスから 5 歳児クラス対象の子どもは全員保育の必要性があると 見込みます。

計画年度別教育 み	・保育 量の見込	R2	R3	R4	R5	R6
	就学前子どもの人数(O~5歳 児クラス対象児) 見込み 総計		105	100	90	85
1号 保育の必	要性なし	_	_	_	_	_
2号 保育の必要性あり (3~5歳児クラス対象児)		64	59	57	46	40
3号 保育の 必要性あり	O歳児クラス 対象児	12	12	12	12	12
	1 ~ 2 歳 児 クラス対象児	32	26	24	24	24
2号と3号の合計(保育所総利用 者)		108	97	93	82	76
	教育・保育を利用しない子ども (家庭で育てられる等)		7	7	8	9

^{※1}号(認定子ども)・・・満3歳以上の子どもで、保育の必要性がないとされた子ども ※2号(認定子ども)・・・満3歳以上の子どもで、保育の必要性があるとされた子ども ※3号(認定子ども)・・・満3歳未満の子どもで、保育の必要性があるとされた子ども ※量の見込みは各年度4月1日時点の利用者見込み数。

2. 提供体制の確保の内容及びその実施時期

町においては、保育所等の利用希望があるのに利用できない待機児童はおらす、保育 を必要とする子どもは全て町内の保育所において保育のニーズを満たせています。

現在3歳児クラス対象児以上の子どもはほぼ全員町内の公立保育所2か所に入所していますので、1号認定対象者を見込まず、計画を策定します。

今後、地域型保育や家庭的保育のニーズに応じ、開設の検討を行います。

計画年度別教育	R2	R3	R4	R5	R6	
1号 保育の必	要性なし	_			_	_
2号 保育の必要性あり (3~5歳児クラス対象児)		113	113	113	113	113
3号 保育の 必要性あり	O歳児クラス 対象児	12	12	12	12	12
	1 ~ 2 歳 児 クラス対象児	40	40	40	40	40
2号と3号の合計(保育所総利用者)		165	165	165	165	165

第5章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

子ども・子育て支援新制度においては、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村は地域の実情に応じて、次の14の事業を実施することとなっています。(子ども・子育て支援法第59条)

柳津町においては、①利用者支援事業、②地域子育て支援拠点事業、③妊婦健康診査、 ④乳幼児全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業、⑨延長保育事業、⑪放課後児童クラブを 行っており、実績・利用見込みともに7つについて計画に盛り込みます。

その他の地域子ども・子育て支援事業については、ニーズ調査等により求められた数値を元に量の見込みを設定し、実際の提供体制については子ども・子育て会議において検討を行っていきます。

①利用者支援事業

事業内容:子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て 支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連 絡調整等を実施する事業です。

量の見込み

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5 年度	R6年度	計
利用箇所	1	1	1	1	1	5
確保方策						

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5 年度	R6年度	計
利用箇所	1	1	1	1	1	5

②地域子育て支援拠点事業

事業内容:公共施設、保育所及び児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育ででの親子の交流、育児相談、情報提供等を行います。

量の見込み

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5 年度	R6年度	計
総利用回数	130	130	130	130	130	650
(人回/年)	130	130	130	130	130	050

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5 年度	R6年度	計
総利用回数 (人回/年)	130	130	130	130	130	650

③妊婦健康診査

事業内容:妊婦の健康の保持・増進を図るとともに、安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査の費用助成を行います。

【国が示している妊婦健康診査の実施基準】

- ◆妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで : 4週間に1回
- ◆妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで : 2週間に1回
- ◆妊娠36週(第10月)以降分娩まで : 1週間に1回

上記の基準に沿って受診した場合の受診回数は、14回程度(15回補助)

◆平成 27 年度からは新たに、産後 1 ヶ月後の健康診査についても 1 回に限り費用助成します。

量の見込み

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5 年度	R6年度	計		
総利用回数	180	180	180	180	180	900		
確保方策								
年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5 年度	R6年度	計		
総利用回数	180	180	180	180	180	900		

④乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

事業内容:生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児不安や悩みを 聴き、子育て支援に関する情報提供を行うともに、親子の心身の状況や養育環境等の 把握・助言を行います。

量の見込み

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5 年度	R6年度	計
件数	15	15	15	15	15	75

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5 年度	R6年度	計
件数	15	15	15	15	15	75

⑤養育支援訪問事業、 その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 【養育支援訪問事業】

事業内容:養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行います。

【その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業】

事業内容:要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るための取組に対する支援を行います。

量の見込み

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5 年度	R6年度	計
件数	10	10	10	10	10	50

確保方策

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5 年度	R6年度	計
件数	10	10	10	10	10	50

⑥子育て短期支援事業

【短期入所生活援助(ショートステイ)事業】

事業内容:保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かります。

【夜間養護等(トワイライトステイ)事業】

事業内容:保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合に、児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行います。

量の見込み

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5 年度	R6年度	計
人日	0	0	0	0	0	0

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5 年度	R6年度	計
人日	0	0	0	0	0	0

⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

事業内容:乳幼児や小学生等の児童の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と援助を行う者(協力会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

量の見込み

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5 年度	R6年度	計
利用箇所	1	1	1	1	1	5

確保方策

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5 年度	R6年度	計
利用箇所	O	0	0	0	0	0

⑧一時預かり事業 (一時保育事業)

事業内容:家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児に ついて、昼間において、保育所で一時的に預かります。

量の見込み

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5 年度	R6年度	計
人日	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	5, 000

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5 年度	R6年度	計
人日	0	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	4, 000

9延長保育事業

事業内容:保育時間の延長に対する需要に対応するために、11時間の保育所開所時間を越えて保育を行います。

量の見込み

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5 年度	R6年度	計
人日	2, 640	2, 640	2, 640	2, 640	2, 640	13, 200

確保方策

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5 年度	R6年度	計
人日	2, 640	2, 640	2, 640	2, 640	2, 640	13, 200

⑩病児・病後児保育事業

事業内容:発熱等の急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な児童を 一時的に保育所に併設した施設等において保育を行います。

量の見込み

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5 年度	R6年度	計
人日	50	50	50	50	50	250

確保方策

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5 年度	R6年度	計
人日	0	0	0	0	0	0

⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

事業内容: 就労や疾病等の理由で家に保護者がいない小学生の児童に対して、学校などで、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供します。(一般的に「学童保育」と呼ばれます。)

量の見込み

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5 年度	R6年度	計
利用実人数	30	30	30	30	30	150

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5 年度	R6年度	計
利用実人数	30	30	30	30	30	150

また、柳津町では放課後子供教室(柳津地区ではジャンプ、西山地区では杉の子)を 開催しています。放課後子供教室については、国の目標として放課後児童クラブとの連 携等を進めること、とされているため、本計画において量の見込み(目標事業量)と連 携等の取り組みを定めます。

量の見込み

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5 年度	R6年度	計
利用実人数 (ジャンプ)	30	30	30	30	30	150
利用実人数 (杉の子)	20	20	20	20	20	100

柳津町の放課後子供教室は、小学校を利用している放課後児童クラブとは異なり公民 館で行われています。小学校の空き教室に余裕がないこと等から、放課後児童クラブと の一体的な運営は難しいため放課後子供教室と放課後児童クラブとの連携を推進して いきます。

具体的には、利用する子どもが子供教室と児童クラブのどちらにも参加できるように、 できるだけ日程を調整することや周知を図ることを実施していきます。

また、それぞれの事業を司る教育委員会と福祉担当課の代表が子ども・子育て会議等を介して連携を深め、それぞれの事業が円滑に行われるようにしていきます。

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容:保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育所等に対して保護者が支払う日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用又は行事への参加に必要な費用等を助成する事業です。

量の見込み

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5 年度	R6年度	計
件数	0	0	0	0	0	0

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5 年度	R6年度	計
件数	0	0	0	0	0	0

③子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

事業内容:要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るための取組に対する支援を実施する事業です。

量の見込み

= ***						
年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5 年度	R6年度	計
件数	0	0	0	0	0	0
確保方策						
年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5 年度	R6年度	計
件数	0	0	0	0	0	0

(4)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業内容:認定こども園などへの民間事業者の参入の促進に関する調査・研究や、その他多様な事業者の能力を活用した認定こども園などの設置又は運営を促進するための事業です。

量の見込み

里切兄还砂	ı					
年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5 年度	R6年度	計
件数	0	0	0	0	0	0
確保方策						
左庄	DO左曲	DO左曲	D1年中	DE年由	DC年度	=1

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5 年度	R6年度	計
件数	0	0	0	0	0	0

第一期計画の実績

計画年度別教育	育•保育 提供体制	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1号 保育の場	必要性なし	_	_	_	_	
2号 保育の必要性あり		- .	70			50
(3~5 歳児クラス対象 児)		74	73	64	64	58
3号 保育の必要性あ	O歳児クラス 対象児	11	12	13	13	9
り	1~2 歳児クラ ス対象児	40	35	38	31	31
2号と3号の6用者)	合計(保育所総利	125	120	115	108	98

①利用者支援事業

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用箇所	0	0	0	1	1

②地域子育て支援拠点事業

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
総利用回数	0	00	120	100	05
(人回/年)	U	92	129	128	85

③妊婦健康診査

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
妊婦実数	36	36	32	23	21

④乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
件数	18	29	16	20	11

⑤養育支援訪問事業、 その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
件数	0	7	4	20	7

⑥子育て短期支援事業

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
人日	0	0	0	0	О

⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用箇所	0	0	0	0	0

⑧一時預かり事業 (一時保育事業)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
人日	0	0	0	0	0

9延長保育事業

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実人数	22	24	19	25	44

⑩病児・病後児保育事業

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
人日	0	0	0	0	0

⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実人数	27	32	26	40	41

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
件数	0	0	0	0	0

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
件数	0	0	0	0	0

第6章 保育・教育の一体的支援及び推進体制の確保

1. 柳津町の保育・教育内容の充実

町内の保育所においては、国の定めた保育所保育指針に従い、また町独自に保育の内容に関する全体的な計画を作成しています。

柳津町保育の内容に関する全体的な計画において、

「子ども一人ひとりを大切にし、保護者からも信頼され、地域に愛される保育所を目指す。」という理念を掲げています。

さらに、

- ①信頼…子どもたちやその保護者、職員同士の間に信頼関係を築く
- ②ゆとり…先を見通した保育計画・心、身体、保育の充実
- ③地域密着…地域に開かれた保育所

という3つの保育方針を定め、

- じょうぶな身体をつくる
- ・豊かな心を育てる
- 自立・自律ができるこども

という3つの保育目標を置きました。

これらの方針等により、英語に触れる時間を設けるなど魅力ある教育的内容を充実させ、自立・自律した保育所生活を行えるようにしていきます。

また、小学校に入学した子どもが座って授業を聞いていられなかったり、学校生活をおくることが難しかったりする小1プロブレムに対応するために、保育所と小学校において交流授業を設ける、保育士・小学校教諭がお互いに参観する、そして保育所から小学校へ保育要録を作成して申し送りするなどの連携が行われています。

2. 学校における連携教育の推進

(1) 連携教育の推進

町においては、柳津・西山の2つの学区があり、それぞれに保育所・小学校が一つずつあり、中学校は統合し町で1つになりました。

特に小学校・中学校において連携教育の推進が図られており、小学校同士の連携(修学旅行の合同実施等)、小学校と中学校の連携(小中合同避難訓練の実施、授業交流・合同授業等)を進めています。

小学校と中学校の連携は、中学一年生に進学した子どもが環境の変化や授業内容にな じめなくなる中1ギャップの対策にもなっています。

これからも、町の教育研究会において、教育重点施策として連携教育を掲げてさらなる推進をしていきます。

(2)教育内容の充実

①特別支援教育連携事業

教育支援委員会において、障がいのある児童生徒の適正な把握に努め、学校、保護者、関係機関との連携の下、一人ひとりに応じた特別支援教育の充実を図ります。

②安全教育の充実

児童生徒の安全確保を図るため、関係機関や見守りボランティアとの連携を強化し、 交通事故や不審者侵入等に万全を期します。

③情報教育の充実

教育用ICTを整備し、情報教育を充実させ、テレビやインターネットに触れる時間を自分でコントロールできる力等の情報化社会に対応する力を高めます。

4)外国語教育・国際理解教育の充実

英語指導助手による外国語教育の強化を図り、中学生海外派遣事業を実施して、国際理解を深めさせ、国際感覚を身につけた生徒を育成します。

⑤ふるさと教育の充実

地域についての学習資料を整備し、ふるさとを誇りに思う心を育てます。

第7章 計画の推進に向けて

1. 推進体制

本計画を推進していくためには、町の関係課及び関係機関などから計画の進捗状況及び推進方法などに対する意見を求め、総合的な取り組みを進めていきます。

また、柳津町子ども・子育て会議等において、計画の進捗状況を把握し、事業の充実 や見直しについての協議を行い、本事業の効果的な進行管理に努めます。

2. 計画の広報・啓発

地域社会全体で、すべての子どもの育ちと子育てを支援していくためには、町民や企業、関係団体の理解や協力、参画なくしては実現できません。本計画の基本理念を共有し、本計画について理解促進を図れるよう、町のホームページ、広報紙等を活用し、広報・啓発を行います。

3. 計画の進行管理

子どもと子育てをする親を取り巻く環境は、時流に伴い変化していきます。

本事業計画は、理念だけのものに終わらず、時流に対応した現実的な事業計画として推進していくためには、きめ細かに進捗評価を行いながら計画を見直していくPDCAサイクル(※)による推進体制が不可欠となります。

町では、PDCAサイクル※を活用して計画を推進していきます。

※PDCAサイクルとは・・・事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。

Plan (計画)→Do (実行)→Check (評価)→Act (改善)の4 段階を繰り返し、 業務を継続的に改善する。

